を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

２．「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が総務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、総務大臣に直接に提出することを報告することとする。

（５）特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	
（確認項目） 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の供給者が単に自らに対し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において当該供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを確認している。	□

（記載上の注意）

１．「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在する国又は地域の名称を記載すること（以下この様式において同じ。）。

２．確認項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付けること。

４．構成設備に関する事項

（１）概要	構成設備の種類	
	構成設備の名称	
	構成設備の機能	
（２）供給者	名称及び代表者の氏名	
	住所	
	設立準拠法国等	